

## 海外 MICE 見本市 (IMEX America・IBTM World・AIME)

### 東京ブース共同出展者及びクライアントイベント参加者の募集について

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）は、東京の魅力を国内外にアピールする機会であるとともに、高い経済波及効果が期待できる M I C E の誘致を積極的に進めており、海外各国・地域から東京への MICE 誘致推進のため、以下 3 つの海外見本市に東京ブースとして出展致します。

また、アメリカ、スペインにおいては、見本市会期中に財団主催による商談会（以下「クライアントイベント」という。）を開催し、現地ミーティングプランナーとのネットワーク構築の場を提供致します。

つきましては、令和 6 年度開催予定の IMEX America・IBTM World・AIME における共同出展者募集及びクライアントイベントへの参加者募集を行いますので、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

#### 1. 海外見本市出展：対象見本市及び東京ブース概要

	アメリカ (ラスベガス)	スペイン (バルセロナ)	オーストラリア (メルボルン)
名称	IMEX America	IBTM World	AIME
日程	令和 6 年 10 月 8 日-10 日 (3 日間)	令和 6 年 11 月 19 日- 21 日 (3 日間)	令和 7 年 2 月 10 日-12 日 (3 日間)
会場	Mandalay Bay	Fira Barcelona Gran Via	The Melbourne Convention & Exhibition Centre
Web サイト	<a href="https://www.imexamerica.com/">https://www.imexamerica.com/</a>	<a href="https://www.ibtmworld.com/">https://www.ibtmworld.com/</a>	<a href="https://aime.com.au/">https://aime.com.au/</a>
出展面積	約 120 m <sup>2</sup> 程度	約 120 m <sup>2</sup> 程度	約 120 m <sup>2</sup> 程度
来場者数	15,029 人 (2023 年実績)	10,300 人 (2023 年実績)	約 4,000 人 (2024 年実績)
特色	世界最大の MICE 見本市 IMEX Frankfurt の米国版として開催され、バイヤーは北米市場が中心。米国の MICE 市場の中心となる見本市。	世界最大の MICE 見本市 IMEX Frankfurt と並び、欧州の二大見本市としてその地位を確立。バイヤーは欧米市場が中心。特にインセンティブ旅行・企業会議の誘致に強い。	アジア太平洋地域最大級の規模を誇る MICE 見本市。インセンティブ旅行、企業会議・国際会議のバイヤーが数多く参加。

共同 出展者数	10 者程度	10 者程度	10 者程度
備考	※IMEX・IBTM 東京ブースへの共同出展者については、 クライアントイベントにもご参加いただけます。		※初日（2/10）は Knowledge Program & Welcome Event のみ

※東京ブースの設営や事務局業務等、財団の業務の一部については、財団の委託事業者によって提供される旨、予めご了承ください。

## 2. クライアントイベント：実施概要

	アメリカ	スペイン
日程	令和 6 年 10 月 8 日 午前 8 時～午前 9 時 45 分 (予定)	令和 6 年 11 月 20 日 午後 7 時～午後 9 時 (予定)
会場	ラスベガス市内 (予定)	バルセロナ市内 (予定)
現地ミーティングプランナー 参加予定数	10 者程度	10 者程度
募集参加者数 (都内事業者)	10 者程度	10 者程度
備考	※クライアントイベントのみの申込み可能	※東京都連携都市（沖縄県）による プレゼンテーションも同時開催予定 ※クライアントイベントのみの申込み可能

## 3. 目的・事業内容等

### <海外見本市>

(1) ブース面積：「1. 海外見本市出展：対象見本市及び東京ブース概要」参照

(2) 出展目的：

世界的に主要な MICE 見本市において、都内事業者やビジネスイベント先進エリア等団体との共同出展を通じた官民連携による「ALL TOKYO」でのプロモーションを展開することにより、MICE 開催都市としての東京のプレゼンス強化を図る

(3) 事業内容：

- ・各事業者の新たな取組等を紹介することにより、MICE 開催都市・東京の魅力や強みを P R する。
- ・財団と共同で、海外で開催される MICE 見本市へ出展し、現地にてバイヤーとの商談等を実施（※商談アポイントメントは各自で登録・ご調整となります）

### <クライアントイベント>

#### **(1)実施目的：**

MICE 開催地として東京を PR するとともに、都内 MICE 関連事業者向けに現地ミーティングプランナーとの交流機会を提供する。

#### **(2)事業内容：**

東京プレゼンテーション、東京都連携都市（※）によるプレゼンテーション、ネットワーキング、抽選（ラッキードロ―）等（90分～120分予定）なお、会場では、軽食・飲物をご提供します。

（※）IBTM World においては沖縄県を予定。なお、事業内容は、諸事情により変更になる可能性があります。

### **4. メリット**

#### **<海外見本市出展>**

##### **(1) 出展にかかる負担の軽減**

見本市への出展料及び小間装飾費用を財団が負担します。また、出展ブースの設計等に伴う、主催者との調整等も財団及び財団委託事業者が行いますので、単独出展を行うよりも、費用及び手間の負担が大幅に軽減されます。 ※ 費用の詳細は、「5.費用」をご確認ください。

##### **(2) MICE 誘致の絶好の PR 機会の提供**

開催現地を訪問し、世界各国のバイヤーと直接面会することは、バイヤー・セラー間の信頼関係の醸成に繋がると共に、MICE 誘致において絶好の PR 機会と言えます。また、共同出展としてブースを設置することで、来場者の関心を引くことができます。

##### **(3) 「ALL TOKYO」としての効果的な PR**

統一的なブースデザインで集客率の向上と効果的な PR が期待できます。また、共同出展者同士の関係も深まり、「ALL TOKYO」としての一体感の強化及び連携した取組みに繋がります。

#### **<クライアントイベント>**

見本市における商談会とは異なり、自由に参加者同士がコミュニケーションを図っていただくネットワーキングイベントとなります（軽食提供あり）。財団が選定し招待する新たな現地バイヤー（主にコーポレート案件を扱うミーティングプランナー）との交流機会の創出が期待できます。

また、本番 2 週間前には、BUSINESS EVENTS TOKYO 海外拠点(\*)による、現地の最新トレンドや誘致成功のための方策等をお伝えするオンラインセミナーを実施いたします。事前に現地事情等に関する理解を深めた上で、現地でのクライアントイベントにご参加下さい。

（\*）BUSINESS EVENTS TOKYO 海外拠点：

現地における企業系会議や報奨旅行等（以下「MI」という。）の誘致案件や優良顧客情報等を収集し、MI 開催都市としての「東京」のプロモーションを実施することを目的とし、APAC・欧州・北米の 3 エリアに設置している海外拠点。

## 5. 費用

### (1) 財団負担経費

- ① 見本市への出展料
- ② クライアントイベント実施に係る経費
- ③ 小間装飾費用

※①～③は財団で負担するため、共同出展者へのご負担はございません。

※クライアントイベントへの参加料は無料です。

### (2) 共同出展者/参加者負担費用

上記財団負担経費①～③以外の経費

<例>

- ① 見本市やクライアントイベントにおいて独自で必要となる展示品・備品・パンフ等（送料含む）
- ② 現地への渡航費、宿泊費、食費、交通費、出入国に関連する経費、海外旅行傷害保険料等
- ③ その他、航空券や現地宿泊先等の手続きに係る費用等

## 6. 募集要件

次の（１）～（８）に掲げる全ての要件を満たすこと。（クライアントイベントのみの参加者は、（２）及び（７）を除く。）

- (1) 海外からの MICE 誘致・開催に携わる都内の事業者等（エリアマネジメント団体、会議施設、DMC、イベント会社、ホテル等）であること。
- (2) 共同出展者は、見本市の会期中、自社等の事業内容の説明・商談ができるスタッフを 1 名以上、参加者負担で派遣できること。
- (3) クライアントイベント参加者は、自社等の事業内容の説明等ができるスタッフを 1 名以上、参加者負担で派遣できること。
- (4) 今後海外からの問い合わせ等に対応できること。
- (5) 本募集案内に記載の全ての事項を理解し、同意していること。
- (6) 事前・事後に開催する出展者会議（共同出展者相互の共同出展意識を統一する等を目的とするもの）並びに会期中に実施するブリーフィング、実施 2 週間前に開催する BUSINESS EVENTS TOKYO 海外拠点によるオンラインセミナーに参加が可能であること。  
（日時は後日決定。事前出展者会議及びオンラインセミナーは同時開催を想定）。
- (7) 共同出展者は見本市終了後、商談実績（商談件数、成約案件の詳細）・成果等を財団へ報告できること。
- (8) 暴力団[東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう]に該当せず、かつ、代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同

条第 4 号 に規定する暴力団関係者をいう。) に該当しないこと。また、遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でない判断されるものではないこと。

## 7. 募集及び決定方法等

### <募集スケジュール(共通)>

2024 年 5 月 15 日 (水)	共同出展者/参加者の募集開始
2024 年 6 月 12 日 (水) 17:00	共同出展者/参加者の募集締め切り
2024 年 6 月 19 日 (水) ※予定	共同出展者・参加見本市及び参加クライアントイベントの決定通知

### <海外見本市>

#### ■共同出展者の決定について

- (1) 提出いただいた出展/参加申込書及びプロフィールシートを基に、財団にて協議のうえ、出展目的・募集要件と照らし合わせ、決定いたします。
- (2) お申込みが多数の場合は、抽選とさせて頂く場合がございます。予めご了承ください。
- (3) お申込み状況によっては、業種によって偏りがないう、財団にて調整させて頂く場合がございます。

#### ■共同出展頂く見本市の決定について

出展頂く見本市はご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。(出展希望の見本市に偏りがあつた場合には、抽選にて出展見本市を決定させて頂く場合がございます。)

### <クライアントイベント>

#### ■参加頂くクライアントイベントの決定について

- (1) 原則、共同出展頂く見本市開催都市で実施するクライアントイベントへの参加となります。
- (2) クライアントイベントのみの参加希望の場合、提出いただいた申込書及びプロフィールシートを基に、財団にて協議のうえ、要件と照らし合わせ、決定いたします。
- (3) お申込みが多数の場合は、抽選とさせて頂く場合がございます。予めご了承ください。

### <その他>

- (1) 出展可否については、後日応募者全員に財団よりご連絡いたします。
- (2) 共同出展者及びクライアントイベント参加者には、財団事務局からブース来訪者・イベント参加者への景品等の協賛をお願いさせて頂く予定です。詳細については、参加者等決定後、別途ご連絡させて頂きます。
- (3) お申し込みいただいた見本市が延期された場合、財団の判断により、延期後の同見本市にそのままお申込を移行させて頂くことがあります(クライアントイベントについても時期を移行させて頂くことがあります)。その場合、原則としてお申込の諸条件は維持されますが、詳細は延期の際に併せてご

案内させていただきます。

## 8. 注意事項

### (1) 海外見本市東京ブース及びクライアントイベントについて

- 東京ブースの設営や事務局業務及びクライアントイベントの実施等、財団の業務の一部については、財団の委託業者によって提供される旨、予めご承知ください。
- ブースのレイアウト・デザイン・コンセプト等、ブースに係る体裁や仕様等及びクライアントイベントの運営一切については、財団にご一任いただきますので予めご了承ください。
- スペースの都合上、海外見本市及びクライアントイベントへの参加者数は1社(団体)あたり2名までとさせていただきます。
- ブース／イベントにおける衛生管理については、各見本市・各施設によるガイドラインに則り実施いたしますので財団の指示に従ってください。
- 海外見本市の共同出展者は配置決定小間内の全部又は一部を第三者に転売、売買、交換又は譲渡することはできません。

### (2) 共同出展者／参加者の各種手配等

- 見本市開催域内に所在する貴機関・団体の拠点からのご参加等も可能です。
- **移動、宿泊に係る渡航経費、出入国に関連する経費、滞在中の体調不良による延泊経費等は共同出展者のご負担**となります。主催者による見本市の中止や出入国規制が強化され、東京ブースの出展を見合わせざるを得なくなった場合等、ご手配済のフライトやホテル代等につきキャンセルチャージが発生しても財団は負担致しかねます。
- 出入国手続きや、移動、宿泊に係る手配関係は各自でご準備ください。海外渡航や開催国への入国に支障があった場合でも、財団では一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

### (3) 損害賠償及びキャンセル料等

- 共同出展者／参加者決定後のキャンセルは、原則不可とさせていただきます。決定後、参加者等の都合により参加を取り消した場合、参加者等はそれにより生じた一切の損害について責任を負うものとします。
- 共同出展者／参加者の手続きの不備により、開催国へ入国が出来ず参加不可となった場合等、参加者等都合によるキャンセルがあった場合には、それまでに発生した作業に係る実費のご負担をお願いする場合がございます。予めご了承ください。
- 財団及び本事業の財団委託事業者は、P R用製品及び資材等の盗難、紛失、火災、破損や、共同出展者／参加者が会場を使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生ずる損失又は損害についてその責任を負わないものとします。
- 共同出展者／参加者は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備もしくは会場等の建造物又は人身等に対する一切の損害について、責任を負うものとします。

- 財団は、展示会主催者による会期の変更・開催の中止及び天災、現地治安情勢、その他特別な事情により、財団が本事業を中止したことにより生じた共同出展者／参加者及び関係者の損失及び損害は補償しません。

#### (4) その他

- 財団及び財団が指定した業務委託先が記録のために撮影した写真等は、本事業の報告及び広報目的に使用することがありますので、予めご承知おきください。
- 天変地異、政治状況の劇的な変化等により、実施内容等に変更が生じる可能性がございますので、予めご承知おきください。なお、変更が生じた場合は別途お知らせいたします。
- その他、本稿に定めのない事項及び本稿の解釈に疑義が生じた場合は、共同出展者／参加者と財団との協議により決定することとします。

### 9. 開催国及び出入国に係る手続きについて

開催国情報及び日本出入国に係る手続きに関しては、以下サイト等をご参照の上、各自にてご確認をお願いいたします。海外渡航に支障があった場合でも、財団では一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

- (1) 在アメリカ合衆国日本国大使館  
[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid-19.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html)
- (2) 在スペイン日本国大使館  
[https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_001124.html](https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_001124.html)
- (3) 在オーストラリア日本国大使館  
[https://www.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/consulate.html](https://www.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consulate.html)
- (4) 外務省  
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

### 10. お申込み・お問合せ

#### **6月12日(水) 17:00まで**

上記期日までに、別紙出展／参加申込書・プロフィールシートを電子データ（Word形式）にて下記ご提出先までご提出ください。

出展／参加の可否、及び出展／参加頂く見本市／クライアントイベントにつきましては、財団で協議の上、6月19日（水）までに連絡させて頂く予定です。

■ご提出先・お問合せ：東京観光財団コンベンション事業部（担当：瀧川、名塚、藤村）

Email: [y.takigawa@tcvb.or.jp](mailto:y.takigawa@tcvb.or.jp) / [nazuka@tcvb.or.jp](mailto:nazuka@tcvb.or.jp)